

議事日程 (第2号)

平成28年9月9日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 認定第1号 平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 周防大島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

- 日程第18 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第9号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第23 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第24 地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第25 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第26 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第27 議会活性化に関する特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 諸般の報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 認定第1号 平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第10号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 周防大島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第9号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第23 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第24 地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第25 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第26 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第27 議会活性化に関する特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 諸般の報告

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 久保 雅己君	6番 中本 博明君
7番 魚原 満晴君	8番 今元 直寛君
9番 松井 岑雄君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 尾元 武君	16番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 大川 博君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	奥村 正博君	東和総合支所長	……………	中田 兼歳君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	中村 満男君	財政課長	……………	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。9月1日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が2名ありますので、通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。今期議会の最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、干害対策とプレミアム商品券の販売についてお尋ねいたします。

まず、干害対策についてお尋ねいたします。

一般質問の通告から20日以上経過しており、そのときは、日照りが続いておりましたが、雨が降って干害対策の状況が変わりました。しかし、今後また将来、干害対策の対応に備えて質問させていただきます。

7月中旬以降、雨らしい雨も降らず、今季最初の猛暑日となった7月29日から8月25日までの間に26日間、県内の観測地点のいずれかで最高気温が35度以上の猛暑日を記録しております。

本町の特産ミカンは、水分不足で葉はしおれ、ミカンは日焼けし、今にも枯れそうな樹木が見受けられましたが、日本列島を迷走に迷走した迷走台風10号は、東北、北海道に甚大な被害をもたらし、18人の方が亡くなりました。謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町にとっては、台風の影響でまとまった雨が降り、本当に恵みの雨でした。いまだもって雨が降りませんでしたら、かんきつ農家にとっては大きな打撃を被るところでありました。自然を相手の農家の皆さんにとっては、ミカンづくりは大変御苦労があります。今後も少雨、高温が続けば水の確保が難しくなり、灌水ができない地域も出る可能性があります。

さらに樹勢が低下し、低下が進むと果実の小玉化や日焼けの増加で、収量の減少が懸念されておりますし、来年の収穫にも大きな影響をいたします。

ことは、裏年でミカンの量が少なく、農家所得の大幅な減少が見込まれております。今後、水やりの徹底が鍵となりますが、高齢の農家にとって水を運ぶのは大変な作業であります。土壌の乾燥防止などの技術指導や国・県の各種助成制度を活用した水路・貯水槽のかんがい設備の導入を検討すべきであると思っております。

なお、久賀・畑能庄地区において県下初の樹園地整備柑橘園耕作放棄地解消・発生防止事業に取り組み、パイプラインで自動灌水等ができるように整備された柑橘の圃場整備を、去る8月30日に村岡知事が現地を視察しております。そのとき樹園者の小柳貴志さんが、楽に灌水ができ、大変助かっていると知事に説明されておりました。

当地区は、モデル生産団地整備を進めており、灌水、液肥の自動化ができ、周年マルチ化により除草作業が不要で、土壌水分を制御し、樹体に適度な水ストレスを付与し、高糖度の果実の安定生産が可能になり、収穫後の樹勢回復にも効果が高く、隔年結果を軽減し、効率的な水で1回の灌水量が少ないため、限られた水源を有効活用できるマルドリ方式で施設整備されております。今後、各地域で普及が進められるよう期待しております。

いずれにいたしましても、かんがい施設のない小規模の農家のため、一時的な共同取水池を設置する等、将来にも備え、設備導入について検討すべきであると思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

次に、プレミアム商品券の取扱い販売についてお尋ねいたします。

昨年、町内での個人消費喚起と消費拡大、地域商業の活性化、町内経済の振興を図る目的でプレミアム商品券が販売されました。販売価格は、1冊12枚綴りで1万2,000円分を1万円で購入されました。各総合支所には、早朝よりプレミアム商品券を求めて町民の方々が多数集まり、長蛇の列をなして好評のうちに完売いたしました。販売開始から大島総合支所、久賀総合支所、橘総合支所は順次完売となり、東和総合支所はその日の午後3時には完売になりました。

当日、購入できなかった方からいろいろな苦情が私のほうへ寄せられております。1人の方が何回も並んで購入していたとか、若い夫婦が子供を3人連れて5人分の50冊を購入し、さらにまた購入されたとか、いろいろ話されておりました。

購入制限は1人1回につき10冊までにしておりましたが、本人確認は行わないとのことでしたので、実質的には無制限での販売になったのではないのでしょうか。

また、ある人は自分の家の修理費にプレミアム商品券が利用できることを知り、銀行に行ってお金を引き出し、たくさんの商品券を購入したと話しておりました。

以上、何回もプレミアム商品券を購入したと申し上げましたが、何回も購入した方が悪いと言っているのではありません。誤解がないようお願いいたします。

要は、販売の仕方、制限の仕方に問題があったのではないのでしょうか。1回につき1人10冊ではなく、1人10冊または5冊までに販売していたら何回も買う人は少なく、多くの方にプレミアム商品券が行き渡ったのではないのでしょうか。

近隣の岩国市、柳井市、平生町、上関町は、1人5冊とか2冊までに制限してプレミアム商品券を販売しておりました。また、販売開始日の7月1日は水曜日でしたので、仕事の関係で購入することができなかったので、土曜日とか日曜日からの販売開始にしてほしかったとか、1,000円券では1,000円以下の商品が商品券として使えないので、500円の商品券が欲しかった等の意見が寄せられております。

以上のことも踏まえて、プレミアム商品券販売の事業効果として地域消費喚起効果及び経済波及効果についての検証としての反省点と今後の課題等についてお伺いいたします。

また、商品券購入者へアンケート調査等を行っておりますが、調査結果をお伺いいたします。

いずれにいたしましても、平成27年7月1日から12月21日までの半年間において、町内での商店等に2億2,463万3,000円の商品等の売り上げがありました。大変好評なプレミアム商品券でありました。

今後、町内での購入意欲の向上、町外への買い物流出防止等、地元商店の活性化をさらに図る観点からも、町単独でプレミアム商品券を販売する計画があるのかどうか、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの干害対策の御質問について、まず、お答えをしたいと思います。

梅雨明け以降の7月18日から8月27日までの降水量は、安下庄のアメダスで0.5ミリでありました。平年の0.5%程度ということでございます。ほとんどゼロに近かったということですね。減収が予想される有効降雨、有効降雨という定めがあるんですが、それが約20ミリ以上ということになっております。その有効降雨がない期間が40日間を過ぎておりました。

一般的にこの有効降水の後、15日間過ぎると果実の肥大停止、そしてさらに20日過ぎると、さらについていきますか、15日で肥大停止、20日で昼間の葉巻き、30日で終日の葉巻き、40日になりますと葉の黄化、まあ黄色くなるわけですね。そして果実が軟化する、やわになると。60日で落葉とか、果皮、皮ですね、皮のしぼみが起こるといふうに言われておるわけでございます。

そのため、7月30日よりJA山口大島から中晩柑関係、特に、せとみとか、ぽんかんでございますが、これらへの灌水の放送とか8月2日からの高糖系の日焼け対策、さらに8月12日からの灌水対策と、農家への周知を図っていただいております。

また、8月22日に大島郡柑橘振興協議会、これは私が会長になっておるんですが、その技術連絡会という部会がありますが、技術連絡会におきまして実施をいたしました干ばつに係る現地調査では、地域差はあるものの葉巻き、葉が巻きつくやつ、葉巻きや葉の黄化、果実の日焼けの発生が確認されました。干ばつの影響が出ているところが確認されているところでございました。

このまま降雨がなければ、8月31日に再度会議を開き、ポンプの貸し出しとか、または水の確保として日本果実工業久賀工場の水利の利用等を検討することとして準備をしておったわけでございますが、おかげさまで8月28日から29日にかけて安下庄のアメダスで約50ミリの降雨が観測されたところでございます。

この待望の降雨によりまして、2週間程度は灌水の必要はないと考えられますので、次回の大島郡柑橘振興協議会技術連絡会は9月15日ごろを予定し現地調査を行い、今後の対応を再度検討していくというような予定になっておるわけでございます。

9月の4日から5日にかけても、約20ミリ弱の降雨もあっておりますので、今後すぐに灌水が必要などという状況ではないというふうに思っておるところでございます。

また、御質問のとおり干害対策における灌水っていうのは大変暑い時期の重労働であります。最近ではマルチ被覆とか、またはパイプラインの敷設などにも取り組んでおられます。そういう農家もたくさん出てきております。

町といたしましても、農業振興費の中に特産対策事業としての補助制度もございますし、これらをぜひとも御活用いただきたいと思います。予算書で申し上げましたら、130ページあたりにハウス施設の導入モデル支援事業、そして農業経営体質強化事業、そしてタイベックマルチ排水対策事業、これらに個別にずっと補助金が出せるようになっております。採択基準はあると思いますが、これらをぜひとも活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

今年度の干害によりまして、被害を受けた今度は樹体ですね。干ばつになりますと木が傷みますので、これから将来にわたって、例えば来年のその栽培に影響が出るということもあります。その樹体回復のことが問題になると思いますが、このことにつきましては、先ほど申し上げました今後の調査結果によりまして、具体的な対応が必要であれば、その対応もしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、プレミアム商品券の販売についての御質問をいただいております。

プレミアム商品券の発行事業の状況については、昨年の9月及び本年3月の町議会の定例会におきまして、行政報告により逐次説明をさせていただいております。

また、議会だよりでございますが、2016年の4月の発行第45号では、議会だよりの中で、行政報告コーナーとして同商品券の利用状況の掲載をいただいております。

さて、御質問の第1点目、プレミアム商品券販売の地域消費喚起効果及び経済波及効果についてお答えをしたいと思います。

まず、発行額と使用実績について御報告いたします。

プレミアム商品券は、国の交付金を主な財源で発行いたしましたわけでございますが、これは1,000円券を12枚綴りで1セット1万円で1万8,740セットを販売したわけでございます。2億2,488万円分を7月1日から2カ月間で販売する予定でありましたが、今、議員さんが御紹介いただきましたように、販売当日、即日完売となったところであります。

次に、商品券の使用実績であります。発行額全体のうち使用されたのは2億2,463万3,000円、換金された換金率でございますが、99%というふうになっております。そこで、未使用のこの商品券は24万7,000円ということになりました。

次に、どこでこの商品券が使用されたかであります。建設業・工務店等が27.8%、モータース等の自動車販売・修理店が17.8%、以下、スーパーマーケット、JA、そしてホームセンター、これらの順番となっております。

このような実績をもとに、御質問の地域消費喚起効果及び経済波及効果の検証についてでございますが、国の交付金制度では、事業終了後に消費喚起について調査分析を行い、国へ報告することとなっております。

この交付金事業は新規の消費誘発を目的としており、消費動向全般の分析とあわせ、喚起した

消費の実態について調査を行うというものでありました。その中で各自治体には3つの分析、報告が求められておりました。

まず、1つ目ですが、直接的な消費喚起額の算定であります。これは、事業終了後に商品券の換金額などの利用状況を把握するものであります。この利用額は先ほども申し上げましたとおり2億2,463万3,000円で、これが直接の消費喚起額であります。

次に、2つ目の調査として、新規に誘発した消費額の推定を購入者へ実施したアンケート調査により把握しようと考え、同商品券を販売する際に購入者に対しましてアンケート調査票も同時にお渡しをしておりましたが、その回収自体が100件程度のアンケート回収しかなく、内容についてもなかなか不備が多いというふうに見受けられましたので、有効なアンケート分析とは少し言いがたいのではないかというふうに思っておるところであります。

しかしながら、その結果については御報告をしたいと思いますが、普段の買い物を商品券で購入したということがございますが、その回答数は72件、金額で言いますと382万3,000円でありました。まさにその商品券で物を買ったということですね。普段買おうとしているものを買ったということです。

次に、商品券が手に入ったので、商品券の入手がきっかけとなった商品・サービスの購入、要するにこれは新規の消費喚起、消費誘発というふうに言えると思いますが、この回答数は88件、1,015万8,000円ということございました。

以上、2つの設問の普段の買い物と商品券が手に入ったので購入をしたと、これらをあわせると1,398万1,000円となったところがございます。

次に、商品券での支払いにあわせて追加の支出した現金と。要するに、商品券はあったけれどもその商品券を使い、さらにそれに自分のお金を出して購入をしたというのが30件、1,750万7,000円ということでありました。

アンケート調査のこのサンプル規模としては、国の指針が示している300サンプルの確保を目安とした数までは届いていないということになります。国の300サンプルの確保を目安とするということが出ておりましたが、それには届かず大幅に下回ったアンケート結果しか出ておりません。

本町の独自の追加調査、補完調査として、当初予定はしていませんでしたが、このようにアンケートがすごく少なかったものですから、今度は町の独自の調査として、取り扱い店舗に対してアンケート調査を行っております。

そして、その回答率は、町内196取り扱い実績の店舗のうち、回答店舗は122店舗、約62%から回答をいただきました。

その主なアンケート内容を整理してみますと、売り上げの増加についての回答は、少しは効果

があったという方が42%、効果はなかったというのが34%、特にわからないというのが13%でありました。その他もあるわけですが、その、その他の中には2割程度は増加した、売り上げがですね。1割程度は増加したというのも2%と6%ありましたので、そういう少しは効果があったというふうなことが42%ということでした。

そして、来客者数の増加についてもお聞きいたしておりますが、効果は特になかったというのが43%、少しあったよというのが34%、特にわからないというのが14%、その他1割程度は増加したかなというのが6%でありました。

そして、新規顧客の増加についてであります、効果はなかったというのが53%、新規の顧客というのは、この商品券が出たからといって新たに効果はなかったよというのが53%、少しはあったねというのが28%、特にわからないというのが14%、1割程度はあったねというのが2%でありました。

今回の発行事業で地域経済の活性化、消費喚起でございますが、これが図られたと思いませんかというアンケートにつきましては、どちらとも言えないというのが39%、それは消費喚起が図られたというのが32%、図られていないよというのが27%でありました。

この発行事業に対する満足度はどのようなものですかということにつきましては、普通というのが45%、満足が18%、やや不満が18%、そして、全く不満であるというのが14%というふうに続けております。

以上が購入者及び販売店舗の調査結果でありまして、商品券購入者アンケートから類推される新規の消費喚起額は成果報告、平成27年度の決算審査における主要な施策の成果を説明するこの冊子がありますが、これの122ページに記載してありますので見ていただきたいと思いますが、このアンケートから類推される新規の消費喚起額は4億4,449万4,000円と試算をしているところでございます。これにつきましては、先ほどから、アンケートの結果から類推する計算方法がございまして、それを公式を当てはめて行ったところ、このような4億4,000万という試算が出ております。

3つ目の消費動向の分析では、先ほども申し述べましたが、建設業・工務店、そしてモーターズなどの自動車販売や修理店、これらを合わせますと全体購入額の45%強ということになりまして、住宅リフォームや自家用車の購入、修理に充てられ、他の事業所への影響が少なかったというふうに考えられるわけでございます。

このように効果や誘発について190件のアンケート、これ複数回答もありますので、複数回答を除きますと100件ぐらいなんです、アンケート結果というのが。それでは非常に判断し切れないというのが実感であります、全体的に総合的に勘案しますと、一定の消費を喚起したかどうかは別といたしまして、消費の効果はあったものと考えておるところでございます。

次に、御質問2点目の、済みません、その前に1人が無制限にというお話がございましたが、町のほうでは1人1回10冊という制限をかけておったわけでございます。1回に100冊買ったという例は当然ないわけでございますから、それは、私たちが同じ人かどうかをチェックできないという体制の中でございますので、例えば、同じ人が2回並ぶとできないということになりますと、各総合支所の窓口を全部きちんと連絡をつけながらやらなければならないということで、不可能ということで、1人1回10冊ということでございましたので、1回ずつ何遍も並んだということもお聞きをいたしました、そのような制限であった。特に私たちは、何冊までという制限はなかったので、1人1回に限り10冊という制限をかけておったわけでございます。

次に、御質問の2点目の今後プレミアム商品券を販売する計画についてという御質問がございました。

今回のように国の交付金で行うプレミアム商品券なら別であります、町の一般財源を使ってプレミアム商品券を販売するということについては、私は非常に慎重にしなければならないというふうに考えております。

そこで、今現在、当面、この町単独での一般財源でのプレミアム商品券の発行については、特に思いをいたしておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） いろいろ詳しく説明していただきましてありがとうございます。

以上で私のほうからの質問は終わります。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉田芳春議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 一般質問を始めたいというふうに思いますが、先ほど吉田議員から今期最後ということが言われましたが、私も29年間それなりにずっとやらせてもらいました。病気、体調不良ということで、一・二回できないことがあったかもわかりませんが、実際的には定例議会ごとに行ったというふうに私自身は考えております。

それでは、今回3点にわたって通告しております内容について質問を開始します。

質問事項の欄を見ていただきたいと思えます。

平和首長会議参加自治体としての核兵器廃絶の運動に積極的に取り組むことを求めるということで、非核自治体宣言以降、平和首長会議については、4度ぐらいこの場でやらせていただきました。そういう中で、何年前でしたか、8.6の帰った後、町長室に行って、この枠に入りませんかというお願いをしました。そのときは、ああいことじゃねということで、それでその年の

9月議会に質問したら、もう入りましたという表明でありました。

それで、今日まで実際的に戦争もなく地球上から核兵器をなくそうとする運動、これは自治体としては平和の美術展、核兵器廃絶を求める署名、そして平和行進等に対する激励、これは自治体としてやってくれたというふうに評価しております。

そういう中でありますが、新たに2020年問題に向けて、参加自治体として主体的に取り組んでいくよう、これはちょっと古いんですが、第8回平和首長会議アピールを学び実践することを求めるという立場で通告しております。

御承知のように、ことしに入りまして、核兵器をめぐる状況については、オバマ氏が広島訪問、また、オバマ氏の先制使用はいけないんだと。これは結局、中身については決議にするか、そういうアピールだけにするのかはわかりませんでした、アメリカと、いわゆる友好国と言われます韓国や日本から反対の意見が上がったということですね。これはどういうことだろうかということで、当然、日本政府は一応、そんなこと言ってないという否定した記事もあわせて載っております。

しかし、核の傘に入る以上は、結局はそういう発想に立たざるを得ないのが状況の政府かなというふうに考えております。

そういう中で、一層、椎木町長は、核兵器廃絶にふさわしい運動、これを強めていただきたいというのが1点目の質問です。

それとあわせて2点目として、空母艦載機移駐問題について、町長の見解を聞いちゃきたいというふうに思います。

これは、私は、艦載機移駐に際して全員協議会、そのほかありましたが、騒音や危険の増大の問題について、本当にこの当時からいろんな角度からコンテンツなんかをもとに示して、騒音の被害の増大について防衛省に問いました。これは全協でした。

そういう中で2017年と言われる、来年にも移駐が行われるということで、私は先日の新聞を見て、本当かなという耳を疑うような状況。

例えば、1機ほど飛ばして、実際的には行ったと。それがどういう意図があるかもわかりません。それで、県や岩国市もそれなりの発言はしちゃりましたが、本当このことについては、何ですかこれは、というような表現に伝わる。各議会もこれは何だろうか。どういう役割をするんだろうかということが言われておるといふふうに考えています。実際的に騒音危険度調査ということにはならず、意味がないと、ひんしゅくだけ残ったというふうに私は考えております。

そういう中で、当時もずばり指摘したんですが、予備基地指定をされたときの実際的な動向について、やはり予備基地指定というのは、皆さんも御承知のように、いわゆる訓練地、硫黄島が天候不順になったとき、そこにある基地内で、基地内と言ったらおかしいんですが、基地で訓練

をするんだということであります。そのときの騒音や、例えば危険度の増大、これなんかは、かなり私は計り知れない、今の状況では計り知れない動向が起こるのではないかという危惧しちよる立場です。

そういう中で、町長のほうは、こういう予備基地指定をされたときに、される前までに実はきちっとやっちゃかんにやいけんことがあるんじゃないかという立場から聞いておきたいというのが1番目の問題です。

それと2番目が、これも新聞紙上でしかわかりませんが、F-35Bステルス戦闘機、これは上がりと下りどでデシベル、いわゆる騒音が違うんで、上がるときの音は起こるが、下がるよきの、着陸時の音は下がるというよきなことが、マスコミ等に載っておりました。それは、今の段階で私自身わかりませんが、この騒音問題やらについて、含めて、私は単に機種変更ではなしに能力を高める行為ではないかと。いわゆるステルスのツンツン、あれですよ、増大。これらが基地強化につながるという立場でありますが、町長は町民を代表して実は反対するよきに求めていきたいというふうに思っています。これが艦載機移駐問題並びに2番の項であります。

次に、3番目として提起しておるのが、中学校の1校統合は現状では行うべきではないというよきを3点目に上げております。

これは、今まで私のほうは慎重な対応ということて説明してきました。それで、教育委員会は慎重な対応をしようというよきな立場から言われました。それで、私は、事の本質を明らかにするために、国のいわゆる教育予算の、今までですよ、国の教育予算の低さ、世界での対比での低さ、これも根本問題として明らかにしてきました。

そういう中で、いよいよ29年が待ったなしかと思うたら、実は内部資料を見ると、これは一つの案という書き方をしておりますが、新たな提起が出ております。あと、2回目以降の質問の中で明らかにしておきたいというふうに思っていますが、やはり根本的には今までも言ってきたのは、まちづくりの基本である。これが一つです。

例えば、保育園の子や小学校の子、これらがどういうふうて大島町を見ていくのか。そこで育てていく親たちがどういう見方をしていくのか。この立場から見れば、1校統合はまさに魅力のない方向であるというふうて考えちよるんです。

例えば、将来的には学校校区ですよ。校区を無くして下さいということてつながったり、実際的にはそういう状況なら、もう他の地域へ出たほうがええという言葉てつながっていく。私はこういう危惧をする立場です。

ですから、もっと子供たちや親たちに禍根を残さないためにも、当面、1校統合は中止すべきだというふうて考えておりますが、教育委員会の答弁を求めておきたいというふうて思っています。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平和首長会議参加自治体として、核兵器廃絶の運動に積極的に取り組むことを求めるという御質問でございました。

人類史上初めて広島・長崎に原爆が投下されてから、今年で71年目を迎えたわけですが、戦争という悲惨な過ちは二度と繰り返してはならないと、誰もが願っているところがあります。世界で唯一の被爆国である我が国は、核兵器のない平和な世界を築いていく、その責務を負っていると常々思っているところでございます。

しかしながら、世界各地では、今なお武力紛争が繰り返され、また核兵器においても、持つあるいは持とうとするという国は拡大するばかりであります。核拡散の状況は、被爆の悲惨さを知る日本として憂慮にたえない状況でありまして、世界全体の脅威となっているのが現実であります。

こうした中、本年5月、アメリカの現職大統領として初めて、オバマ大統領が被災地、広島を訪問したという歴史的な事実は、大統領の英断、日本国政府の努力もありますが、それ以上に、核の廃絶、世界の平和を願う組織等の取り組みが、プラハ演説から大統領の広島訪問へと大きく影響したのではないかとこのように思っているところでございます。

本町では、平成19年12月21日町議会におきまして、非核平和都市宣言に関する決議が行われました。そして、平成20年4月1日に核兵器廃絶平和の町宣言を行い、平成21年10月1日に平和首長会議の前身であります平和市長会議に加入し、そして平成25年4月1日には日本非核宣言自治体協議会へ加入をした自治体として、今後も引き続き、啓蒙、啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、平和市長会議における平成25年8月の第8回平和市長会議総会ヒロシマアピールにおきまして、2013年から2017年までの行動計画を採択し、2020年までの核兵器廃絶実現に向けて全力で取り組むことを誓うと締めくくっておられるところであります。

日本政府の核廃絶の考え方や廃絶に対する行動等は、基本的には国会や政府の方針であろうと思いますが、地方自治体におきましても核兵器の拡散を防ぎ、核兵器の廃絶を願い行動することは大変重要でありまして、周防大島町として真摯に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、空母艦載機移駐問題についての御質問をいただいたのでお答えしたいと思います。

米軍再編につきましては、県及び関係市町の基本的な考え方として、これ以上の負担増は認められない。そして、普天間基地移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることは認められないとしておりまして、平成27年12月3日に行われました防衛大臣の県庁訪問の席におきましても、空母艦載機移駐についての大臣からの協力要請に対しまして、同様の基本スタンスを申し上げたところであります。

また、本町のほか、山口県、岩国市、柳井市及び和木町で構成する山口県基地関係県市町連絡協議会におきましても、毎年、岩国基地問題に関する要望書を作成、提出をいたしておりますが、米軍再編に関する要望として、国において、住民の不安解消につながるよう、地元自治体に対しまして、米軍再編に係る影響緩和措置の調整状況や移駐する航空機の騒音情報等のきめ細やかな情報提供の要請を続けております。

その中で、スーパーホーネットにつきましてもは特出しして、従来型と比較して、機体、出力等が拡大されていることから、岩国基地における試験飛行を実施し、騒音等、基地周辺への影響を分析、公表するよう求めてきております。

その点におきまして、今回、スーパーホーネット改良機種グラウラーの試験飛行につきましては、通常型ホーネットと特に大きな差はなかったというふうに感じたところであります。こうした要請は、今後も引き続き行っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、硫黄島での空母艦載機着陸訓練につきましては、本年度に入りましても、5月、8月と実施をされ、天候等により硫黄島での訓練実施ができない場合の代替施設として、三沢、厚木、岩国飛行場が予備施設として指定されているところであります。

これに対しまして、山口県基地関係県市町連絡協議会から、その都度、市街地に隣接する岩国基地において、激しい騒音をもたらす着陸訓練を実施しないよう、また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう、国及び米軍に強く要請しているところでございます。

近年は、この代替施設としての使用という実績はないのが幸いであるというふうに思っているところでございます。

次にF-35Bステルス戦闘機の配備についてであります。

去る8月22日に外務大臣政務官及び防衛大臣政務官が、F-35Bの岩国基地への配備関係のため山口県庁を訪れ、関係する町といたしまして、私と和木町長も同席をいたしました。

その席で配備計画の概要では、現在配備されているFA-18ホーネット12機をF-35B10機に、AV-8Bハリアー8機をF-35B6機にそれぞれ機種変更をするとするものであるとの説明がありました。さらに、F-35BとFA-18ホーネットの騒音比較について、離陸時で約2デシベル新機種の方が大きく、着陸時では約11デシベル新機種の方が小さくなるという説明もございました。

県知事から、今以上の基地機能強化は容認できない、地元の意向を尊重するというこの2点が従来からの姿勢であるというふうに申し上げ、私といたしましては、周防大島町では岩国基地沖合移設後に航空機騒音が増加したという地域もありまして、今回のF-35Bの配備は、住民にさらに不安を生じるのではないかというふうにも感じていると。騒音の影響は、地域によって違いがありまして、安心・安全を確保していく上では、国のきめ細やかな対応が必要であると慎重

に対応していただきたいということを直接申し上げた次第であります。

なお、今後においては、航空機騒音予測コンターの提示を含め、F—35Bの岩国基地配備に係る国への照会を行うなど、情報等の提供を求めているところであります。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 広田議員さんの中学校の1校統合は現状行うべきではないについての御質問にお答えします。

中学校の統合問題につきましては、現在までの議会で答弁しておりますとおり、教育委員会としては、平成19年4月に出されました小中学校統合問題推進協議会の答申書及びこの答申書を踏まえた周防大島町中学校統合方針を尊重するという教育委員会会議での方針をもとに進めているものであります。

このような方針のもとに行った昨年度の中学校統合に関する町民意識調査の結果は、既に御報告したとおり、学校・家庭・地域のうち中学校教育の受益者である保護者は統合賛成系意見と反対系意見がほぼ拮抗し、対象者である現役中学生は統合反対系の意見が多く、一方、中学校教育の提供者である教職員と地域代表である学校運営協議会委員は賛成系の意見が多くなっております。

このため、教育委員会としては、学校・家庭・地域の各代表者により構成されている各学校運営協議会がこの問題を協議する場としては最もふさわしいと考え、本年2月に町内5地区で各地区の学校運営協議会を開催しております。

この会議において町民意識調査結果を説明するとともに、1校統合検討のたたき台として、1校統合のメリット及び統合校舎を久賀中学校校舎と想定する案を示し、本年11月までに7項目にわたる中学校1校統合に関する意識調査の取りまとめをお願いしております。

そして、4月からの1学期において、この検討項目のうち、①校区の子供たちが、どのような子供たちに育ってほしいか、②町内全体の子供たちが、どのような子供たちに育ってほしいか、③育ってほしいと願うように、子供たちが育つためには、どのような学校がよいと考えるか、また、どの程度の規模の学校規模がよいと思うかの3項目について、協議をお願いしております。

去る8月28日、日曜日の午後には、町内14小中学校の合同学校運営協議会を久賀総合センターにおいて開催し、先ほどの3項目の検討結果を持ち寄り、全体会での各校代表者による検討状況の発表及び6グループに分かれての熟議を行っております。

検討状況の発表では、どのような子供たちに育ってほしいかの項目について、①挨拶のできる子供、②チャレンジ精神旺盛な子供、③粘り強く努力する子供、④人の痛みがわかる子供、⑤ふるさとに愛着が持てる子供、⑥ICTが使いこなせる子供など、各協議会においてさまざまな意

見が出されている状況が発表されました。

また、どのような中学校がよいかとの問いには、①学校と保護者・地域との連携ができてい学校、②切磋琢磨し競争心が育てられる学校、③リーダー性が育てられる学校、④いじめがない生徒同士が仲のよい明るく楽しい学校、⑤通学が便利な学校などの意見が出されました。

さらに、どのような規模の学校がよいかとの問いに対しては、①クラス替えのできる学校や部活が選択できる学校など、統合による生徒数の増を求める意見とともに、②現状の小規模校でもお互いに切磋琢磨するなど現状を評価する意見や、③スクールバスの活用により集合学習等の工夫によるデメリットの解消策を求める意見があることなども発表されました。

統合校数についても、1校を支持する意見とともに、現状維持の4校や2校または3校までさまざまな意見があることや、1校案の校舎の位置についても、久賀中のほか多様な意見が各学校運営協議会で出されていることが発表されました。

この後、教育委員会からたたき台（案）として示している統合校舎を久賀中学校と想定した場合の生徒数、学級数、教職員体制、統合中学校の整備概要、整備に要する期間及び統合年月日、部活動、学校運営協議会、通学時間、制服等の取り扱いなど9項目の統合中学校概要を示した後、グループごとの熟議を行っていただきました。

熟議では、模造紙に各参加者の意見をメモ紙に張るなどの工夫をし、各学校の意見を出し合っていたいただき、最後にグループごとの意見のまとめ役である教育委員会職員によるファシリテーターが、熟議の内容について発表し会を終了しました。

各学校運営協議会での議論を持ち寄り、各校3名の学校運営協議会の代表者により真摯な意見交換が行えたことは、2学期からの意向調査の取りまとめに大変有意義であったのではないかと考えております。

広田議員さんの、この問題に対する意見である慎重な取り扱いを求めることについては、教育委員会としても多くの時間をかけて慎重に協議しているところであります。なお、年間出生数が60人を切る状況にあることは、近い将来、仮に1校統合したとしても2クラスしかできない状況になりつつある、そのことも中学校を取り巻く関係者が十分考慮しておかなければならないことではないかと考えております。

今後、各学校運営協議会において残りの検討項目である、④中学校1校統合についてどのように考えるか、⑤統合校舎を久賀中学校校舎に想定することについてどのように考えるか、⑥統合時期はいつ頃がよいか、⑦その他の提案について協議していただき、11月中に意向調査票を教育委員会に対して出していただくこととしております。

これをもとに、教育委員会において十分協議した後に、教育委員会としての今後の対応方針案を作り、町長の主宰する総合教育会議で教育委員会の対応案をベースに十分協議し、まとまりま

したら、その対応方針について町議会で説明させていただきたいと考えております。

以上、広田議員の中学校の1校統合は現状行うべきではないについての答弁とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。40分まで。

午前10時26分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほどの答弁を聞いて、平和首長会議に関する部分については、椎木町長の熱意が伝わった答弁だというふうに理解しております。

というのが、基本的には2020年問題というのは、いかにして地球上から核兵器をなくするのが一つのテーマであり、今までも聞いたんですが、核の傘に対する誤り、これをきちっとやっぱり考えていただきたいというふうに思うわけです。

日本政府の立場は、被爆国日本という立場を表明しますが、核の先制使用については、どちらか言うと、そういう被害があった国にもかかわらず先制使用については反対していくという立場であります。それは理論的には、アメリカの核兵器が一旦事があれば守ってくれるという発想に立っております。そじゃけ、それは、核の傘の最大の誤りだということもぜひ考えていただきたいというふうに思います。それが1点です。

それともう一つは、やっぱり今まではどうしても、例えばいろんな取り組みがあります。署名の取り組み、そして美術展の取り組み、そして懸垂幕、これも一つの取り組みです。そしてまた、平和行進に対する激励、これらの取り組みも私の立場としては評価するものです。

ただ、もう一つは、やっぱり地方自治体という役割から、ぜひ積極的な取り組み、これを提起したいと思うんです。例えば、地方自治体として1回ほど取り組みましたが、平和の美術展。例えば、平和首長会議の資料を使ったり、そういうものを使っての独自の美術展、これはかつて1回ほどそのロビーでありました。この1回で実はとまっておるんです。だから、やっぱりそういうような部分も町長として平和の取り組みも大事な課題だということで取り組んでいただきたいというふうに思いますが、ダブりの答弁にならん程度に答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 地方自治体におきましても、この核廃絶への取り組みをもっと積極的にやるべきだというふうに御指摘だったと思います。

先ほどの答弁も評価はいただいたものだというふうに思っておるところでございますが、核先制不使用をオバマ大統領がするのか見送るのかということが、最近、非常に話題になっておるところでございます。それに対して、その同盟国あたりからそれに対する賛成、反対というような意見も出ておるといふようなことも新聞等で目にしておるところでございます。

そしてまた、その核軍縮の推進をする皆さん方、それはまあほとんどの方なんです、特にそういうことを抱えておる団体等では、先制不使用を打ち出すことのほうがもっと有効な核の廃絶に有効になるべきだと、有効なのだといふふうに話は公表もされておるところでございます。

いろいろ考え方はあると思いますし、核の傘ということも言われて久しいわけでございますが、その核の傘に守られておるといふことよりも、今の広田議員さんの御質問は、それよりもみんな核廃絶するほうに取り組むべきだといふことでございます。

私も高度ないろいろな国と国の思いとか、または、政府とそれぞれの国との思いとかといふのは、なかなか一つにすぐにまとまるということではないとは思いますが、まさに核廃絶への1点は皆共通しておることだと思っておるところでございます。私たちは地方自治体としてできることをやっていければといふふうに思っておるところでございます。

今、もっと地方自治体としての積極的な取り組みを求めるといふことであつたと思いますが、平和の美術展をやった後、1回だけだったといふことでございますが、平和の美術展がこれからもやれるかどうかといふのはちょっと別にいたしまして、ぜひとも平和への取り組みといふのはやっていきたいと思っておるところでございます。

特に私たちは、私は戦後生まれでございますが、そのように戦争を体験したり、または、戦争前に生まれた方々といふのがどんどん少なくなつてきております。そういたしますと、当然、今の子供たちは、全くそういう過去のことを勉強するとか、体験を聞くという機会がどんどん薄れてくるといふふうに思っておるところでございます。このような子供たちといひますか、その児童生徒に対するこの平和学習とか、そういう取り組みも積極的に町としてやれるところはやっていかなければならないといふふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、非常に高度な政治的判断を要するものでございますので、地方自治体であります周防大島町が特別に大きなですね、踏み出したようなことはなかなか難しいんじゃないかと思いますが、ぜひともできる範囲のことができることから、この核廃絶や平和の取り組みといふのを行っていきたいといふふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ぜひ、先ほど言った平和首長、いわゆる首長ですよね。首長会議のほうに変更しましたが、ぜひ交流の中で学んでいただきたいのが、自治体として若者に平和を学んでいただくために、例えば、広島、長崎に対する派遣事業、これは、沖縄もやっております

が、九州がかなりそういう面では進んでいる面がありますので、考える範囲をぜひ広げていただきたいというふうに考えて、次の質問に入ります。

次がいよいよ2017年、国の予定ではそういう発言がまたちらほら出ております。それで、私はSACO合意や2プラス2については、独自の考え方を述べてきました。結局は、沖縄の基地をめぐる状況、これが一つです。いわゆる負担軽減の面ですね。そしてまた、もう一つは、平和の問題として防衛、いわゆる安全保障の関係はどうなのかということで取り上げてきました。

それで、結局は武力と武力の争い。かつては仮想敵国をつくった武力と武力の、争いでは、結局は浪費の道、国家の財政から見ても踏み込まざるを得ないという格好があります。そういう立場から、結局は、SACO合意や2プラス2ではなくて、もっと全体を縮小する方向、これが大事なんではないか、そういう中の一つとして、予備基地問題を取り上げました。

これは、例えば現実的に何機か、国が言うちよるように四十数機が仮に来たとしたら、来たとしたらですよ。結局はそこから硫黄島で訓練をすることができないからと言って、そこを指定したら、結局はそれにやられてしまうということでもあります。

前回、知事も岩国市長も予備基地指定はしないで下さいということの申し入れを基地関係者にしたようなんですが、実際的にその申し入れです。予備基地指定が解除できるのか、どうなのか。その辺について研究したことありますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど申しあげましたように、山口県基地関係県市町連絡協議会において、いろいろな要望も出しておりますし、また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないように何度も要請をしているところでございます。

このことにつきましては、できるだけ硫黄島で全ての訓練を行うように努力するというこの答えといいますか、国を通じて米軍とのあれで話は来ておりますが、しかしながら、私たちの力がそこまであるのかということでございますが、なかなか米軍の関係への申し入れに対する、要請に対する返答というのは、何となしに余り具体的な結果を、返答をもらっているというふうには思っておりません。

しかしながら、予備基地として指定されてしまうと、それは、可能性がゼロではないということになりますので、予備基地の指定自体を避けてほしいと、やめてほしいということが一番の私の思いなので、これは予備基地が指定されたら、今までは要請をしておりますが、予備基地を指定される、されないにかかわらず、今後とも予備基地に指定しないように要請するということは、ずっと継続的にやっていかなければならないことだというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に、地位協定と同じように、なかなか外圧があつて、外圧

というのは日本を守るちゅう言い方の中で、地位協定もなかなか変わっていかない中身があります。そしてまた、予備基地指定をするなという運動もなかなか日米安保の立場上、結果的には受け入れざるを得ないという中身の問題があります。ですから私たちは、日米安保そのものについては見解を別にする立場ですが、やっぱりこれから先は、ASEANとといいますか、ASEANのような関係、私たちは3年前にいったんですが、北東アジア平和構想、この方向が実際的には大きく力を、世界に、地域に、そして、世界に大きな力を与えていくという考え方を持っておりますが、ぜひそれらの研究もぜひ地方自治体の長として必要性ないということではなしに、ぜひいろんな角度から、やっぱり今の状況見ていただきたい。

これは47機ですか、正確には。そしてまた、実際的にはかなりの機種変更になるかどうかは別にして、今まさに、それがまだ日本にはない状況で配備するというのが出ておりますので、かなり注意して見ておく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それじゃ教育問題について質問しておきます。

私がすごい危惧するのは、何でこういう申し立てするかというと、結局は合併、中学校統合の方向に無理やり押しやるのではないかという危惧から出発しております。

例えば、皆さん方の資料でもわかるように、ここに住む人が、例えば仕事をする人、学校関係だけでもいいです。皆さん方が示しておる資料で教職員ですが、どのぐらい要らんようになるんか、そのことによって、どういう周防大島町に波及効果を減にするのかという中身については、検討したことがありますか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。統合した場合の教職員数ですが、今現在の約半数になります。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 何年前になりますかね。小中学校の統合問題、もう変わっておられましたかね。そのときも言うたように、小中学校の統合問題、これに基づいて、そこに働く人、教職員ですよね。確かに最近は橋を渡られる人も多いかも知れませんが、それでもここに職場があるちゅうこと自体で、かなりの波及効果があるんです、実際として。

それで、県と含めて学校を含めて、どんなにこの大島が実際的に活力が失われたのか。これはきょうはあえて通告しておりませんからあれですが、かなりの人が、この周防大島町の昼間人口を押し下げちよる。だけではなしに、やっぱり実際的な中身として、かなり影響が出るということは明らかだろうというふうに思うております。

また、町長の教育施策に基づく、例えば定住人口の増を求めたとしても、ここに、島へ渡って

住んだら、例えば1校しかなかったと、中学校が。そうなると、定住人口政策にも大きなマイナスが示される。それらは町長は、考えたことはありますか、率直に。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 学校統合、もし仮に中学校の統合が完了した場合には、教職員数が減数になるというような、これは事実だと思っております。しかしながら、学校統合の問題は、定住人口、要するにその職場の人口とか、または、そこに住んでいただく教職員の皆さん方が減るということは、これは事実だと思いますが、そのことと、学校の統合を進めるのか進めないのかということについては、私たちは、別の問題だというふうに考えておるわけでございます。

要するに学校統合は、やっぱり一番の目的・目標は、子供たちにとってどういう教育が本当にいいのかということ、先ほど教育長が答弁で申し上げましたとおり、その1点についてのみ、学校統合の議論をしておるといふことだと思えます。

要するに、教職員の数が減るから学校統合はやめておこうとか、定住人口が、確かにその定住人口すごく大事な施策ではあるんですが、しかしながら、それと学校統合、子供たちの教育がどうあるべきかということとは、あまり私たちはリンクして考えていないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、町長のほうが、定住人口の増と中学校の統合問題についてはリンクしてないということをおっしゃいましたが、例えば、今から先、生まれてくる子供たちにとっては、中学校が1校しかないということについては、かなり私は大きな影響があるし、大島の中でも不便なところはますます住まなくなるし、子育てもしにくいというフレーズになってくるんです、実際的には。

例えば、中学校の近くならある程度、学力云々よりは便利なけということになります、先ほど言ったように、まず子供たちが選択するかもわかりません。親が選択するかもわかりません。

例えば、周防大島町に住んじよる旧大島地域の皆さん方は、そんなに1校にしたけりゃ、校区制を廃止して柳井に通わせてくれということになるんですよ、これは。それで、それ親もついて行くようになったら最悪です。そういう危険性をはらんでいるということをおは真正面から問うちよるんですよ。

皆さん方は学力って言うけど、私は学力ちゅうよりは学ぶ力、分析する力、物事を分析する力、これが非常に大事だという立場を持っております。確かに、数学や国語や県の平均を出させたり、国の平均を出させたりするのも一つの指標ではありますが、しかし根本問題、人間の命を大事にする教育、これほんま第一ですよ。最近の皆さんの事例を見て下さい。

それで、変なことも起こります。じゃけ人の命、そして、周りの皆さん方との仲よくする。こ

れは協調性ですが、一般的に。そういうことが基本原則としてあったら、小規模校だからといって別に問題はないというふうに見ております。

私の知っちょる人でも、そりゃ真面目に小規模校へ行って、分校で言われるところへ当時行ったかもわかりませんが、私よりは偉うなって、それぞれのあれになっております。その辺を最近、ぜひ小規模校のメリットもきちっと評価していただきたいというのが、私の質問の中身なんです。

それじゃけ、皆さん方がいろいろ言われますが、今度、新しい案を皆さん方に示した案を見ますと、33年ですか。1案として33年度に合併します。そのプログラムをつくって、協議会で協議をされております。これは、あくまでたたき台という中身だろうというふうに思いますが、それじゃ実際的にかなり半数以上は子供たちが必要ないて言ったら、やっぱり父兄が半数ぐらい必要ないて言ったら、本来なら拮抗しちょるんなら、本来ならどういう立場で皆さん方に説明していくのか。そじゃけ議論の場が、結局は学校統合推進の場に移行すると、結局は問題があるんじゃないかというのが私の考え方なんです。

その点で、8月に行おうとする今の合同の協議会、その辺も出された資料を見ると、私はかなり問題があるというふうに見ておりますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） ちょっと、誤解を万が一していただいたら困るので、ちょっと補足します。

平成33年というのを出しておりますけど、それは最短の場合ですね。一番急いだ場合は、こうできますよと。先ほどの答弁の中でも、まず11月にいろいろ意見いただいた後まとめて、まず教育委員会の中で議論する。その中で教育委員会の意見がまとまって、あるいはまた、こういうことがあるっちょうことが出るかもしれません。それで順次やるわけで、とんとんと行った場合は、最短33年というだけで、必ず33年にやるというわけではありません。

それから、今もおっしゃったように、小規模校だから悪くて大規模校だからいい、それは両論あると思うんで、それぞれ小規模校でも優秀な方育っておりますし、大規模校でもあろうかと思えます。

ただ、私たちが危惧しているのは、ちょっときょうの答弁でも触れましたし、この主要な政策の成果を説明する資料の32ページにもあるんですが、平成27年度に生まれた方は58名なんですよね。その58名を今から4校で分けていっていいのだろうか。あるいはそれが義務教育が済んで、まだ、小学校はまたちょっと違うと思うんですけど、その場合に中学校が義務教育を終えて高校とか就職する場合に、将来を見据えた場合に、それは真剣に検討すべきであろう。その真剣に検討する材料として、私たちは今統合問題を捉えています。

それと1点補足しますと、平成19年に統合方針が出て以来、何となく宙ぶらりんな状態だっ

たんですよね。それをもう一回、平成25年の途中から議論を始めて、教育委員会の中では、教育委員会議では統合方針を尊重しましょう。それに基づいてアンケートをとろうという形で御参加させていただきました。結果がこの前お話した状態なので、このままどちらかに、統合方針があるからもう走りましょうじゃなくて、しっかり意見聞く場は要るだろうという形で保護者、地域、学校の代表があるのをやって、まず何よりも子供たちをどう育てるか。はやりの言葉を言うと、子供ファーストですから、その上で議論してて、今もらってて、ただ議論する場合に、統合方針の前に何に、ある程度具体化して出さないと議論が深まらないだろうという形で出しているわけで、それで押し切るという考えではございませんので。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これを見よりますと、28年度に意見集約教育委員会総合教育会議、議会全協により方針を決定。これが、今の教育長の言い方によると一番早い場合ということで、総合計画の保護者説明会及び地域説明会、新中学校検討委員会、総合議案提案、議決及び国庫補助金の概算要求。それで30年が実施計画をつくりますと。それで31年が増築工事着工、32年が増築工事完成、総合準備委員会、それと、平成33年に4月1日統合新中学校ということで1案ということでありましたので、あくまで1案と、これがなければ、逆にこれがあることによって、私は統合だめよちゅう人がその場におれなくなるような会議運営ではだめですよという立場です。当然、その場で1校統合反対ちゅう表明をされた方もおられると思います。中身はわからないので、実際おられると思います。それはぜひ気をつけて尊重してやっていただきたいというふうに思います。

実際的に、何名かおられました、その1校統合に反対しますよという立場を意見表明をされた方は何名かおられましたか。これ聞いちよきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほどの答弁で申しましたが、1校が良いという意見と、現状でいいんじゃないか。あるいは2校でいいんじゃないか。あるいは、必要なときは部分統合して、とりあえず3校にしたらどうかとか、そういう意見もございました。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 時間が経過したようなので終わりますが、今回、町の流れに沿ってどうあるべきかという立場から行わせていただきました。今までのような、ぎすぎすしたあれじゃなしに、最後ぐらい、やらせていただきましたが、執行部の皆さん方もぜひ法律を大事にしていきたい。今から先、特に例えば、憲法に基づく地方公務員法、地方自治法ですね。地方自治法、これを無視した国庫補助体制ができて上がるかもわかりません。また、いつも言う交付税移動もあるかもわかりません。今たまたまええほうに移動しておりますが、もっとまずくなる

いう可能性もあります。

そして、特に、きょう問題を取り上げていませんでしたが、公営企業局、これも今から先、今までもすごい厳しくありましたが、今から先もすごいいいじめられる政治になってくるといふふうに見ております。ぜひそれぞれが法律をもとに研鑽していただいて、ぜひ全体を高めていただきたいということを述べて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。広田議員、ちょっと。

午前11時11分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 一応、正式な数字について、今指摘がありましたので、一応59機と。中身は変わるかもわかりませんが、一応59機ということで訂正して発言を終わりたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、広田清晴議員の質問を終わります。

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 認定第10号

日程第12. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、認定第1号平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第10号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでと、日程第12、議案第10号周防大島農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 緊急質問を提起したいと思います。賛同者は吉田議員と田中議員であります。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時37分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの緊急質問について議会運営委員会でその内容を確認をいたしました。

まず、緊急質問は、火災、水害、地震、盗難、責任問題等、客観的に見ても即刻質問し、臨機の措置を資する必要があるような緊急性が認められる内容のものである場合と、緊急を要するというものではないが、ぜひとも質問しなければならないと、住民の関心の的となっている問題など真にやむを得ない客観的に認められる場合でなければならない。こうした緊急質問に必要な要件を有しているかどうか、その判断について、今議会運営委員会で検討した結果、緊急性は認められないというふうな結論に達しました。

以上です。

続いて、9月1日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、11議案について各常任委員長の審議報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（魚原 満晴君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月2日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査の結果における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、政策企画課関係では、空き家活用住宅は10年契約とのことであるが契約満了後の対応はどうかとの質問に対し、借主が賃貸の継続希望があれば所有者との契約になるとの答弁でした。

移住相談を受けた中で、21世帯が移住したとのことであるが、子育て世帯数はどの質問に対

し、12世帯であるとの答弁でした。

次に、総務課関係では、交通指導員の職務内容と人数はどの質問に対し、小中学校の通学路において、毎月1日と15日に交通立哨を行っている。また、町や地域のイベントにおいて交通誘導等で協力いただいている人数は13名であるとの答弁でした。

自主防災組織が増えてこない理由と実情はどの質問に対し、地域の高齢化等によるリーダーの不在が要因と思われるが、職員が頻繁に地域に出向き、組織率のアップに努めているとの答弁でした。

次に、総合支所関係では、空き家有効活用事業に橘地区に物件がないが状況はどの質問に対し、調査したが対象となる空き家がなかったとの答弁でした。

エレベーター点検の委託料の実績があるが、災害で止まったときの対応が業者によって異なるので、契約時など事前に協議しておいていただきたいとの要望がありました。

次に、教育委員会の総務課関係では、スクールバス運行で障害児への対応と別便の運行はどの質問に対し、教職員が障害児の補助員として同乗したことはあるが、別便の運行実績はありませんとの答弁でした。

学校教育課関係では、大島出身でない教職員に対して、本町のことをどのように教えているのかとの質問に対し、ステップアップ研修で郷土のことを学習する場を設けているとの答弁でした。

英語教育に重点を置いているとのことであるが到達点はどの質問に対し、中学校卒業までに英検3級合格を指標としているとの答弁でした。

委員から、次のような意見がありました。

町内の児童生徒が一堂に会して、お互いに交流して打ち解けるような場、例えば体育祭のようなものが必要なのではないかと。

人口定住には、児童生徒の学力の保証が必要である。

英語教育が周防大島の柱となるよう徹底していただきたい。

社会教育課関係では、他町で、地元の人が案内したら5人の入館料が無料となる制度があった。本町の社会教育課関係だけでなく、いろいろな施設において観ていただくことを主目的としている施設について、入館料を地元の案内者や観光バスの運転手等を免除するなど、入館者の増加を図る施策を検討していただきたいとの意見がありました。

なお、財政課、税務課、契約監理課、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質疑がありませんでした。

以上が、認定第1号平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主なものであります。

次に、認定第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委

員より前島航路の待合所管理委託料に消費税が加算されているのかとの質問に対し、消費税を加算しているとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 広田です。実は、先ほどの件ですが、含めて質疑をしたいと思えます。

27年度契約監理課関係ですが、実際的に27年度に設備部門の、いわゆる入札方式の変更があったように見えます。それは、予定価格の事前公表と事後公表です。それで、それについて、委員会における質疑、委員からの質疑等についてはございましたでしょうか。

○総務文教常任委員長（魚原 満晴君） そういうことは、委員の中からはありませんでした。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 学校教育関係ですが、議会初日に議場で配布された資料があったと思います、教育委員会からの資料。これについて、これは28年度報告ですが、27年度の実態調査をもとに報告されたんじゃないかと。これは私の勘違いかもわからないので、その辺について質問、質疑ですよ。あったでしょうか。

○総務文教常任委員長（魚原 満晴君） その点も質疑はありませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

暫時休憩をします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。今元民生常任委員長。

○民生常任委員長（今元 直寛君） 民生常任委員会を代表いたしまして本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月2日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行い

ました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管分から認定第4号並びに認定第10号について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号一般会計決算の福祉課関係では、委員より公立保育所で広域入所を受け入れているのかとの質問に対し、日良居保育所が2名、久美保育所は平成26年度に1名。蒲野保育所はないとの答弁でした。

保育料の平成26年度と平成27年度の比較についての質問に対し、保育料の算定方法が変更し、平成26年度は所得税、平成27年度は町民税により算定しているとの答弁でした。

新規事業の中学生医療助成事業に対する反応についての質問に対し、無料になったことは喜ばれていると思うとの答弁でした。

子育て世帯応援券の未使用券が183枚とあるが、本人が辞退したものかとの質問に対し、1人4,000円を交付しており、広報紙や防災無線等で周知を図ったが、使用されなかったとの答弁でした。

インパクトのある子育て支援は、保育料が全額免除であるが、これを実現するためには保育料を幾ら負担すればよいのか。また、子育て支援の反応は所管課に届いているのかとの質問に対し、平成27年度の保育料負担額は5,493万6,730円である。また、医療費無料と保育料軽減が最も喜ばれていると思うとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より国保基盤安定負担金の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1に変更があったか。また、県費等で新たに補助する制度はできたかとの質問に対し、変更もなく、新たな制度もないとの答弁でした。

他会計繰出金について、国保会計への繰り出しについては、最終的に予算と決算の対比で大きく中身が異なっていると思うが、4億9,200万円は国・県・町費等の全部を含めた額なのかとの質問に対し、全てを含んだ額であるとの答弁でした。

次に、介護保険課関係について、委員より国の政策によってシステム改修が増えているが、その費用について国等の補助はどのような状況かとの質問に対し、マイナンバーに関するものについては、町全体で補助額が決まっているということで、実質的には1,000万円を超える町の持ち出しが必要となるだろう。介護保険制度改正についても定額補助となり、半分以上は町の持ち出しとなるとの答弁でした。

CCRCで町が活力を持ち続けるのは難しいと思うがどうかとの質問に対し、周防大島版は、まだ構想を練っている最中で、町内の高齢者人口も減り、医療や介護の施設に空きができて、運

営ができなくなることをいかに回避するかを一つの視点に入れている。日本版のC C R Cの概念は、本来は元気な高齢者がターゲットであるが、本町においては、今まで行った取り組みや団体とも連携を深めながら、周防大島版C C R Cを推進していきたいとの答弁でした。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算の関係では、委員より1人当たり医療費は対前年度比9.1%の伸びであった。保険税および国庫支出金等、保険給付の関係は、それぞれのくらの伸びになるのかとの質問に対し、国民健康保険税は17.5%で8,028万円、国庫支出金は20.7%で1億4,958万円、保険財政共同安定化事業交付金は80.2%で3億4,775万円、繰入金は法定外の一般会計繰入を含み69.9%で、2億186万円の伸びである。また、国庫支出金の中の療養給付費負担金の現年分の伸びが大きく、8,391万円の増加となっているとの答弁でした。

結果的に4億9,202万8,416円が一般会計の繰入金とされているが、その増減の内訳はどのようになっているのかとの質問に対し、対前年度決算額との対比では、保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分については2,277万円の増、保険者支援分については3,964万円の増、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金および財政安定化支援事業繰入金の3種類はいずれも減額となっており、それぞれ438万円、136万円、711万円のマイナスである。また、繰入金の中には、法定外繰入金と呼ばれるものが2種類あり、そのうち国保負担軽減対策費繰入金が45万円の増、残るその他一般会計繰入金については1億5,185万円の増となっているとの答弁でした。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算について、委員より後期高齢者医療保険事業に関連する一般会計の歳入総額は、後期高齢者基盤安定負担金及び療養給付費負担金のほか、一般財源の4億4,471万7,576円を合わせて、5億8,203万502円となっている。個別にそれぞれ何%確保しなければいけないといった決まりはあるのかとの質問に対し、特に定めはない。財源については、うち12分の3が純粋なる国の負担経費で、12分の1が特別調整交付金として県広域連合へ別途入ってくる。また、県と町が12分の1ずつ負担して、一般会計の繰出金から支出しているとの答弁でした。

次に、認定第4号介護保険事業特別会計決算について、委員より要支援1・2が介護保険の適用から除外されることを所管課はどのように考えているのかとの質問に対し、町としては、これまで使っていた介護サービスについて、それにかわる受け皿をどのように構築していくかを考えている。C C R Cといった新しい事業の取り組みの中で山口大学と連携をしながら、本町にふさわしい地域包括ケアのメニューをどのようにつくっていくかを検討している。平成29年4月からの移行に向け、検討協議を重ねている最中であるとの答弁でした。

次に、認定第10号公営企業局企業会計事業決算について、決算の説明に先立ち、石原公営企

業管理者から周防大島町の医療に対する考え方についての発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

地方創生の一つとしての地域づくりには医療と介護は欠かすことができず、これからの少子高齢・人口減少社会には、ことさらその重要度が増し、特に地方にとっては、まちづくりの核であると考えています。僻地を含む地域医療に対しては地域包括医療の概念が浮上してきていますが、周防大島町の医療としては、一次、または一部では2次医療を確保しながら、地域包括医療を提供し、予防医学にも力を入れていかなければなりません。また、今後は慢性期医療、介護にも力を入れていく必要がありますし、居宅での訪問医療・訪問看護・リハビリ・介護が益々重要となってきました。そのためには、不採算部門であります健診・検診事業の充実、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の充実が重要となっております。これらを健全に運営していくことが公営企業局の使命であると考えております。

地域医療は依然として厳しい時代ですが、事業運営が常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従ってなされたかどうかを考えて事業運営に努めてまいります。

第1には町立3病院の充実でありまして、地域住民に安全・安心な医療、介護、福祉を提供するために、経営改善に全力をあげ、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上、石原公営企業管理者からであります。

それでは、質疑内容について報告いたします。

委員より昨年の10月から大島病院の看護基準が10対1になったが、13対1のときと比べて、どのくらいの収益が増えたのかとの質問に対し、単月で約200万円、年間で約2,400万円の増となった。また、13対1で、1日1人当たり1万1,210円ですが、10対1で、1日1人当たり1万3,320円となるため、1日同じ状況でいても1人2,110円も違いがおこってくる。入院患者全員となると30人程度で約6万円は違うとの答弁でした。

次に、平成27年度の東和病院と大島病院の年間透析者数はどのくらいか。また、稼働状況はどのようになっているのかとの質問に対し、東和病院は入院患者なしで、外来患者は1,729人、1日平均10.9人の利用状況である。大島病院については、入院患者638人、外来患者は1,999人、入院外来を合わせて1日平均で16.8人の利用状況であるとの答弁でした。

町立3病院の今後の機能分化について、将来像は確定しているのかとの質問に対し、確定しているのではなく、大前提に3病院の堅持を掲げているため、現状を維持しつつ機能分化を図ることができれば、将来的には3億円程度の収支改善が見込める。ただし、当局と町との協議によって大前提が変わる場合は、この限りではないとの答弁でした。

島外から大島病院の療養病床に入院されている方はいるのか。人口の減少に対して、一般病床も療養病床も島外から入院してもらえるよう検討する必要があると思うが、その計画はあるのかとの質問に対し、少数だが、地域連携室を通じて入院している。例えば、大島地区の住民は大島病院だけに固執して考えず、東和病院にも入院する理解が得られないと、すみ分けなしで維持することは難しいことであるから、当局としては3病院トータルで考えていきたい。外来患者確保のために、患者送迎のマイクロバスを大島や日積方面まで走らせたいという思いもあるが、柳井医師会や行政との間に非常に大きな問題が存在しているとの答弁でした。

コンサルが介入し単価増になったようだが、看護基準等の問題だけか。コンサルを入れないと加算が取れないということかとの質問に対し、13対1が10対1になったり、地域包括ケア病床に転換するなどが大きな項目に当たる。その他いろんな小さな項目でも加算が取れそうなところを積み上げて、病床転換は自助努力でも可能であるが、基準を満たすことに関してはプロの視線で見てもらい、過去には取れなかった加算が取れるようになってきた。外圧が加わることにより病床稼働率をあげる意識が高まる等のメリットがあるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。田中建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月2日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分および認定第5号から認定第8号並びに議案第10号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より水価安定補助金の今後の見通しについての質問に対して、水価安定補助金については、平成14年度から平成23年度までの10年間の補助期間が終了後、平成24年度から平成28年度の5年間の時限措置として暫定的に引き続き補助をいただいているが、本町の水道事業の経営状況は依然厳しく、平成29年度以降についても、何らかの県の支援をお願いしているところであるとの答弁がありました。

下水道普及率は37.8%、ある程度、下水が普及した時点で合併浄化槽について町で考えると聞いているが、今回の計画で普及率がかなり上がることを見越した上で、合併浄化槽を町が買い上げて管理するという考えはないのかとの質問に対して、合併浄化槽を町が買い上げてということになると予算的にも難しいと思われ、現在のところ考えていない。なお、下水道集合処理に係る受益者分担金と合併処理浄化槽の設置に係る個人負担の格差是正については、合併処理浄化槽設置補助金の町単独かさ上げによる上乘せ補助について、現在検討中であるとの答弁がありました。

認定第5号簡易水道事業特別会計決算について、委員より簡易水道事業等の経営状況は非常に厳しく、一般会計からの繰入金により収支0円決算を行っているが、公営企業会計に移行した場合には一般会計からの繰入金による赤字補填ができなくなると思うが、今後どのように対応するのかとの質問に対して、平成29年度から町内3離島を除く簡易水道事業等の統合により公営企業会計に移行する予定となっているが、公営企業会計になると一般会計からの繰入金による単純赤字補填が難しくなるが、町水道利用者が町民の9割に及んでいる状況から、一般会計の財政状況を勘案しながら、財政部局とも補助金としての定義づけなど、検討・協議し、実質赤字とならないように現金ベースでの収支0円決算になるような引き続きの補助をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

公会計になれば不納欠損はできるのかとの質問に対して、これまでと同様に、滞納者が時効の援用を行えば不納欠損せざるを得ないところである。なお、時効の援用がなされていない場合の不納欠損処理については、議会の議決が当然に必要なものであるとの答弁がありました。

認定第6号下水道事業特別会計決算について、委員より国庫支出金の繰り越し理由についての質問に対して、下水道整備事業に係る県の下水道代行工事負担金と町の測量設計費、椋野から久賀の流田川までを繰り越ししている。測量設計業務については、契約に係る前払金について決算計上されており、県代行工事については町整備分、椋野西ヶ原を県整備分の負担金に含めて繰り越ししているとの答弁がありました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計決算について、質疑はありませんでした。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計決算について、委員より現年度の使用料の徴収率が公共

下水や農業集落排水に比べて低いようだがとの質問に対して、税務課徴収対策班と生活衛生課公営住宅班と協力して、さらなる徴収率の向上に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、生活衛生課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より雑入の古紙回収代金が1万3,050円と年間の額にしては少なくないか。他の回収業者にも引き取り価格を交渉してはどうかとの質問に対して、古紙回収代金については、庁舎関係の回収のみの額で1キロ当たり1円で取引を行っている。引き取り価格については、調査検討するとの答弁がありました。

火葬場の関係で、町の霊柩車が使えない場合があると聞くが、どういった場合に使えないのかとの質問に対して、町の葬儀場で葬儀をする場合は霊柩車を出すことができない。その場合は葬儀社所有の霊柩車を使用してもらっている。町の霊柩車は火葬を行う場合のみ使用できるとの答弁がありました。

犬の登録数は増えているのか。狂犬病の予防注射は浮島地区でも行っているのかとの質問に対して、登録数は全体的に減少している。浮島地区も狂犬病の予防注射を行っているとの答弁がありました。

滞納繰越分の住宅使用料、共益費の徴収金額が大幅に増えているが、どのように徴収したのかとの質問に対して、税務課徴収対策班と協力して徴収している。月数でいうと422件徴収したとの答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より周防大島町プレミアム商品券は、最終的に何人が購入することができたのかとの質問に対して、延べ人数で総合支所当たり500人弱の購入があったとの答弁がありました。

バス待合所設置事業補助金を自治会に対して16万8,000円交付しているが、自治会の負担はあるのか。また、バス停の囲いや風防を新規に建てるという要望はあったのかとの質問に対して、補助金の上限額は32万円で、今回は交付申請のあった16万8,000円について、バス待合所の修繕にかかる補助金として交付し、自治会の負担はない。バス待合所の設置は平成26年度に1件あり、地区によりばらつきもあるが風防を付けることが多い。近年はコンクリートの小屋、中まで入って雨露をしのげるような待合所の要望は出ていないとの答弁がありました。あっ、失礼しました。雨露じゃありません雨風でした。

商工会に補助金を支出しているが、国・県の補助額に対して町の負担割合が決まっているのかとの質問に対して、町の負担割合の定めはないが、事業の施行に必要な経費について補助しており、商工会から提出された補助金の交付申請を受けて、事業ごとに精査して年度ごとの補助額を決定しているとの答弁がありました。

このほか観光協会補助金についての発言がありました。

次に、農林課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より耕作放棄地の増加により、

耕作放棄地になった農地をどう活用するのかが喫緊の課題になっている。増加する耕作放棄地と農地の集積にどう対応しているのかとの質問に対して、耕作放棄地の整備については、畑能庄地区で耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業に取り組み、新たな団地を形成し、平成28年度から戸田地区の整備が始まる。また、担い手支援センターあるいは農業委員会が主体的に農地流動化事業を進めており、耕作放棄地を再度耕作できるような農地に再生することも検討していく必要があるとの答弁がありました。

各種補助事業による支援もあるが、新規就農者を含めて実際に農業を主として生計を立てている世帯はどのくらいあるのか。また、将来的にはどのくらいを目標に捉えているのかとの質問に対して、戸数というより、柑橘に例えると平成27年度に策定した大島かんきつ産地継承夢プランに沿った新たな産地再生プランによって、新規就農者の育成体制強化と営農体制整備を進めることで産地を維持するため、柑橘の生産量が年間5,000トンから6,000トンを下回らないことを目標にしているとの答弁がありました。

議案第10号農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、委員より認定農業者の定義はどういうものかとの質問に対して、年間労働時間が2,000時間程度で、所得の目標もあり、5年後の経営規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化、従事時間の削減など、農業経営の改善目標と目標達成に向けた取り組みが具体化された計画を作成し、認定審査会で審査し決定するとの答弁がありました。

農業委員の定数14人のうち、過半数の8人は認定農業者から選出されることになるが、残りの6人はどうなるのかとの質問に対して、農業とは関係のない利害関係のない人や女性や青年の登用も積極的に行うことが求められている。農業委員は議会の同意を得て、町長が任命することとなり、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することになるとの答弁がありました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より設計積算はどこに委託しているのかとの質問に対して、土木工事の設計積算は町の職員が行っている。また、随意契約にて実施した軽微な工事については、測量・設計・積算まですべて職員により実施しているとの答弁がありました。

魚礁設置による効果は出ているのかとの質問に対して、魚礁設置による効果の判定には難しい面があり、有効な手段が見当たらない。目視の観測では藻類の着生や集魚効果が確認できるが、漁獲量への寄与についての確に算定する手段がないので、潜水調査等で魚礁を確認していく予定であるとの答弁がありました。

130万円以下の単独工事は全て入札になったのか。軽微な工事でも実施までに時間がかかり、非常に不便を感じている。入札よりも随意契約の方が安価で済むのではとの質問に対して、公共工事の公平性の観点から入札としている。地方自治法施行令において130万円以下の工事請負

については随意契約が認められていますが、本来は競争すべきものとして、基本的に入札に付している。ただし、緊急を要するものについては随意契約としているとの答弁がありました。

このほか、海岸漂着物等一般廃棄処理事業についての発言がありました。

次に建設課関係では、認定第1号一般会計決算について、委員より平成28年度に繰り越した工事及び委託内容についての質問に対して、道路新設改良事業については、秋地区の秋橋及び日見地区の塩町浜橋の2件の橋梁補修工事を繰り越し、西安下庄地区の三ツ松東線の道路改良として、床版の改修工事1件を繰り越した。委託業務においては、町内一円の道路付属物点検及び道路路面点検の2業務を繰り越した。また、道路橋梁維持管理事業の繰越については、東安下庄地区の町道明神線流末排水路の改修工事の1件及び本工事に伴う分筆登記業務の1業務を繰り越したとの答弁がありました。

測量設計業務において一時期、請負金額が安価であったが、最近の請負率は高止まりの状態に推移していると思われるが、要因はあるのかとの質問に対して、道路に係る設計や海に係る設計、また、建築に係る設計の業務内容にもよるが、近年、積算基準の見直し等により積算単価も上がっている。しかし、町が発注する設計業務の入札全てが一時期よりも請負率が上がってきている状況にはないと考えているとの答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点、お願いいたします。

実は、27年度からでしたか、竜崎温泉に対する指定管理料の変更があったというふうに思うております。これ間違えじゃったら正して下さい。3カ年で行いますということで、それぞれ町長の説明では基本的には燃料費の高騰、それと不況の進行、これが私は全協で説明された内容だったというふうに記憶しております。

それで27年度について、例えば決算報告とか中身の報告、それに対する補足説明もしくは質疑があったかどうか、なかったかどうかという点をまず聞きたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 委員長。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） 決算書は委員会に提出されました。質疑のほうはないように思いました。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それでは、産業関係にかかわる入札。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） 何ですか。

○議員（4番 広田 清晴君） 漁港の関係で入札状況について質問します。

かつて委員長報告の中で、総合評価方式はやっぱり縮小するよにということが言われております、発言の中で。その中で、私自身の感じで言うたら悪いんですが、漁港部門が、まだ総合評価方式ということじゃないかと思いますが、その縮小について意見はありましたか。

○建設環境常任委員長（田中隆太郎君） 意見はありませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 認定第1号一般会計部分の反対討論を行いたいというふうに思います。

質疑当初、町長と私は、どこの部分が違うのかなということで質疑を開始しました。その中で、私がいつも思うのは、町長自身は最近いわゆる環境整備に対する若干の増、それと若者定住促進については27年度もそれなりにやられました。それで私が気にかかるのは、町長自身が予算及び決算に当たって、何を基準にするのかという点が非常に政治的違いがあるなというのが結論であります。と言いますのは、入札状況に対する感度もそうです。

例えば、いろんな変更が起こるときに執行部が当然行うわけですが、議会に全協を求めるときと議会にまったく全協で報告しないときという部分があったり。先ほども意見が出ましたが、実は私たち議決対象内、例えば5,000万円以上の部分と企業局の部分、これはいろんな、例えばネット、ホームページを見なければわからない、あとから気がつくという部分があるんです、実態としてはですね。やっぱりそういう部分を議会に対して、やっぱりきちっとしていただきたい。これは執行過程における考え方です。中身の変更が起こるときには、少なくとも時間があればきちっと提起してほしいというふうに思っております。

それは当然、土木についても今までも全協の中でいろんな意見を述べてきました。

それともう一つは、地方自治法を大切にしてほしいという立場から討論をしておきたいというふうに思います。

実は、今、割と問題になっていないというふうに思われますが知らんが、実際的には憲法から地方自治法が派生しております。地方自治法の根本は、やっぱりそこに住む皆さん方の、私は負担を軽減することが第一義だという立場であります。そうすると、町長の立場なら町民の負担を

第一義的に抑えることも町長の大きな仕事であるというふうに私は考えております。それは今までずっと議論してきた部分であります。例えば、特別会計と一般会計の関係があります。

それともう一つは、前も議論しましたが、総計予算主義というのがあります。私はこれは三原則の、単年度主義とかいろいろありますが、三原則、四原則の中の一つの大きな柱だというふうに私は考えて議会活動をしてきました。

それともう一点は、地方財政をどう見るのかということで、町長もわからないと思いますが、きのうも電話で確認したんですが、最近是一般財源と特定財源の差の表は出てこんのかと。前年度と対比とか、そういうのは出てこんのかという質問をしたら、最近はいわゆる依存財源と自主財源という格好で言われよります。

しかし考えてみれば、依存財源、一般財源では、国の役割、これが出てこないんです。やっぱり国の役割があって地方があって、地方と国は対等だといいますが、実際的には国は地方財政に圧迫をしてきよる政治が行われるんです。それを正しく理解するためにも、そういう方式が、私は必要ではないかなというふうに思うております。

私は、執行過程における町長の政治姿勢について、ここが違うんだなということを改めて指摘して、反対討論としたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成27年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 認定第2号国民健康保険会計について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

国民健康保険会計の特徴をぜひ考えてほしいということで、今までずっと提起してきました。それで、これも国保会計の区分ですが、かなり重たくなつとるという実態をどう見るのかという

ことであります。

国保世帯で見ますと大変な状況が起こるとし、収入未済も実際的な不納欠損も起きよるといふふうには見えます。払いたくても払えないという状況が、国保世帯でも大きく出よるといふのが状況なんだということです。

そこで、去年は大幅な引き上げがありました。実際的に国保加入者から8,000万円引き上げました。そして調定額やそれなりを引き上げました。大変な状況に、さらに大変でした。というのが昨年の国民健康保険税をめぐる状況です。合併して、特に大変なのが国保税にかかわる部分です。

ぜひ議員の皆さん方が、もし次も頑張られれば、国民健康保険税をどう下げていくのか、その過程に対して本当にどうしていくのか、これをぜひ考えていただきたい。このことを追加しまして、一応、反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告の

とおりに認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 認定第10号周防大島町公営企業局決算の状況について、賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。

実は、公営企業局をどう見るのかということが、するどく問われる時代になったというふうに考えております。それは何でかということ、今までは地域病院にどう国が負担をして運営に責任を持つか、これが一つの柱としてずっと長い間ありました。それが、基本的には全体として仮に増えたとしても中身が大きく変わってきよると。

例えば10億円の国庫補助金、そしてまた、去年から始めた繰出基準に基づく繰り入れです。特に、公営企業局が運営する病院は、全国的にも厳しい病院であるという認識をまず持っていただきたい。その認識のもとで、実際的には苦勞しながら運営しよるという状況です。これを先ほ

どから委員長が報告されましたように、石原企業管理者が将来像についてこうしたい、3億円ぐらいどうにか増やせるんじゃないかという報告をされましたが、それさえも実は非常に厳しくなってくる。

その大きな一因が、今まだ改革に取り組んでおりませんが、老人保健施設、やすらぎ苑、さざなみ苑です。これはつくった当時から、一つは起債が全く使えないという状況が累積赤字の大きな状況です。そうかといって、一方では8割以上の入所及び通所があるんです。このやすらぎや、さざなみをどう活用していくのか、これは町長部局を含めて改革していかんにかいけんというふうに私は見ております。

そしてまた去年、27年度が1億4,000万円ぐらいじゃなかったかと思いますが、繰り入れもかなり町長と協議させていただきました。できるだけ負担にならないように、負担を抑える役割として繰り出して下さいという協議をしましたが、それよりも繰り出しはあったという部分はそれなりに評価をしております。

実際的にはかなり厳しいんです。例えば予算が組めないような状況になってくる。これが一つの大きな、ちょっとポイントとして見ちよってください。これ、予算が組めないという大きな原因の一つは、公営企業法の中でいわゆる収益的収入、支出の関係で、収益を過大視して、過大視といった言葉に語弊がありますが、収益を確保してその上で支出を考える。支出の保証がきちっとあるかどうかというのが、公営企業法の中の、実は一つのポイントなんです。その辺を見てから、私は今回、監査委員の決算書を見て、ほんと今の状況だけを考えれば、うそみたいな話ですが、やっぱり議員の皆さん方、99億円という合併当時の話を覚えちよと思いますが、その歴史も考えながら、今後、公営企業局の運営については、ぜひ捉えていただきたいという願いをして賛成討論としちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13. 議案第1号

日程第14. 議案第2号

日程第15. 議案第3号

日程第16. 議案第4号

日程第17. 議案第5号

日程第18. 議案第6号

日程第19. 議案第7号

日程第20. 議案第8号

日程第21. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第9号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、9月1日の本会議で終了しておりますので、これから討論・採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第2号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第3号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第9号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

補正予算案を見てわかるように、実際的な議決予定額、これでは減少人数が出なければ予算が組めないというのが一つの大きな特徴です。これはマイナス特徴です。と言いますが、当初予算をつくるときに、27年度分も言いましたように、過大と言ったら言葉が悪いんですが、実際的にはかなり厳しいと。人数補正で少ないのが周防大島町立老人介護保健施設やすらぎ苑や、さざなみ苑です。これは満床近い状況で至っております。

しかし3病院、それぞれ入院で2,374人、それで特に大きいのがそのうち1,401人の東和病院の補正です。また、外来は同じように4,000人の補正ですが、それぞれ1,000から1,400人減の補正です。これが実際的には予算をつくるときにかなり厳しい予算を提示した

なというのが実態です。その実態からどうするかといったら、収益的収入も今回補正がされておりますが、あくまで医業収益、東和病院、橘病院、そして大島病院、それぞれ医業収益は減額しておりますが、それぞれの3病院については今年度分の繰出基準に基づいて約1,500万円ですか、実際的な数字が出ております。これが大きな特徴です。これがなかったら……。1,500万円。1億5,000万円。失礼しました。

1億5,000万円が状況です。これで実は医業収入と医業外収入、これが変更、補正が組めると。そして大体、近似値に近くなるというのが今回の補正の特徴です。

ここまで厳しいのは何かということを一例で言いますと、例えば国庫補助金の減額もあります。例えば、私たちは委員会で、無料バスはきちっと走らせなさいという要求を起こします。そのとき今までだったら交付税対象なんです。1台当たり幾ら国が見ますよと。そういうような交付税対象が減額になるんです。あれとか本会議初日に言いました、例えば看護学校を運営するに当たっての1人当たりの交付税、これも大幅に減額されています。そういう部分を含んでいるんだと。特に交付税の減額をどう見るのか、これがないと病院会計は語るができないというふうに私は考えております。

こういう立場からぜひ議員の皆さん方も積極的に見ていただいて、本当に3病院、2つの老健、そして1つの看護学校、ぜひ残すために奮闘をお願いしたいということを述べて、賛成討論をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。趣旨説明を求めます。平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 本日提案いたしました、発議第1号周防大島町議会委員会条例の

一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本年6月定例会におきまして、周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部が改正され、次期一般選挙から議員定数が14人となったところでございます。この議員定数の改正に伴い、周防大島町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

議員定数が削減されましたが、これまでの3常任委員会の体制を維持して所管事項を審議することが妥当だと考えております。

しかし、御存じのように、従来の議員が一つの常任委員会に属することでは各常任委員会での討議できる人数を確保することができません。平成18年の地方自治法の改正（第109条の第2項）に伴い、委員会審査の充実や積極的な議会活動を図るため、常任委員会の所属制限が撤廃され、複数の常任委員会に属することができます。

したがって、常任委員会での討議できる人数を確保するため、議員が複数の常任委員会に属することとし、各常任委員会の人数をそれぞれ7人と定めようとするものでございます。

このたびの提案は、3名の議員の御賛同をいただき、提案するものであります。

議員各位におかれましては、周防大島町、周防大島町議会のさらなる発展を深く御祈念申し上げ、全会一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。平川議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」についてを議題とします。

本件について、吉田議会広報編集特別委員長の報告を求めます。

○議会広報編集特別委員長（吉田 芳春君） 議会広報編集特別委員会から報告をさせていただきます。お手元に配付しておりますとおりに沿って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

平成26年12月の第4回定例会において、7人の委員による議会広報編集特別委員会が設置され、委員会に付託されました議会広報の編集・発行について、委員会を代表し、報告させていただきます。

当委員会は、議会活動を積極的に情報発信するとともに、議会だよりのさらなる充実について、継続して調査・研究に取り組みつつ、親しまれ、読みやすく、わかりやすい議会広報誌を目指し、第40号から第46号までの編集と発行をさせていただきました。

現在の発行部数は、1回につき1万400部でありまして、編集に当たりましては、各定例会の閉会后、議員各位から提出された原稿を編集委員全員がチェックとレイアウトを行い、校正を行った上での発行になっております。

特に、年末年始を控えて発行します12月定例会後の編集では、時間的な余裕がない状況下での発行となっており、議員各位におかれましては、大変な御苦勞をおかけしておりますとともに、これまで無事に発行することができましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、主な取り組みについて報告させていただきます。

長年親しまれてきました、こちら議会広報部につきましては、平成27年1月発行の第40号から周防大島町議会だよりにタイトルを変更させていただきました。

紙面につきましては、表紙には堅苦しいイメージにならない写真を掲載するようにし、これにコメントを付すことにより、読者の興味を引き、親近感を持っていただくよう心掛けてまいりました。

2ページ以降につきましては、定例会の概要、一般質問、視察研修の報告やその時々の特集の話題を掲載しており、平成27年7月発行の第42号からは、防災対策特別委員会からの要請を受けまして防災コーナーを設け、自分たちの命は自分たちで守るを教訓に、災害時に備えての情報提供を啓発してまいりました。

また、本町で活躍されている方々にも執筆していただくことで、思わず手にとって読みたくなる住民参加型の広報誌を目指してきたところでございます。

細部に関しましては、横書きを縦書きに変更させていただきました。それと、町の広報誌と同様に右閉じに変更させていただきました。さらには、読みやすくなるよう四段組み構成で文字を大きくし、専門的な用語には解説を付し、難字はルビ（ふりがな）で表示する等、読んでわかりやすい文章化に努めてまいりました。

また、一般質問につきましては、500字を1,000字に増やし、できるだけ内容を詳しく

掲載する等、さまざまな趣向を取り入れることによって、広報誌のリニューアル化を図ってまいりました。

なお、今年7月の第46号の編集に際しましては、父親が安下庄出身で、タイトルマッチを控えた世界フライ級チャンピオンの井岡一翔選手が、橘ウインドパーク周辺でトレーニングを行っているとの情報を得たことから、急遽、同選手に写真撮影をお願いしましたところ、快く御協力いただけたことに感謝するとともに、井岡選手の今後の活躍に期待いたしております。

次に、委員の派遣について、平成27年度町村議会広報研修会、全国町村会の主催でございますけれども、参加させていただきましたので、その概要を報告させていただきます。

全国から約1,000人の議員（委員）が参加し、全員参加型の勉強会で「伝える広報」から「伝わる広報」へと題し、広報コンサルタントの小田順子氏から、「なぜ文章がわかりにくくなるのか?」「文章をわかりにくくしている原因」「わかりやすく書くテクニック」「見やすい文書の作り方」「読みやすい文の書き方」「わかりやすい文章の書き方」「伝わる文章の書き方」「読みたくなる文章の書き方」「伝わる広報文の作成手順」「声なき声を聴く」など、幅広く広報誌全般についての御講演がありました。

また、翌日の優良議会広報クリニックにおきましては、議会広報サポーターの芳野政明氏から、編集体制、企画・構成、編集・デザインについての講演があり、年々向上してきた全国の議会広報誌ではありますが、「住民に開かれた読みやすい紙面づくり」「もっと見やすく」、また「わかりやすい記事と見出しのつけ方」等、住民へ伝える心構えについての講評がありました。

この研修会では多くのことを学び、私たちに多くの気づきをもたらしてくれたものと思っております。

いかにして町民の皆さんから読んでもらえる議会広報誌をつくるかでありまして、すなわち、より多くの方々に議会だよりを手にとって見てもらうことが重要であると思っております。

今後もさらなる充実を目指し、皆様方から関心を持っていただける議会だよりが発行できるよう祈念いたしまして、議会広報編集特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議会広報編集特別委員長の報告を終わりますが、議会広報編集特別委員会におかれましては、今期定例会の議会広報の編集がまだ残っておりますので、お忙しいとは思いますが、よろしくお願いを申し上げます。大変御苦労さまでした。

日程第24．地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第24、地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、今元地域活性化特別委員長の報告を求めます。今元議員。

○地域活性化特別委員長（今元 直寛君） 地域活性化特別委員会を代表いたしまして委員長報告をさせていただきます。

平成26年12月の第4回定例会において本委員会が設置され、地域資源を活用した人口定住の促進に向けての調査・研究を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配付しております報告書とあわせまして概要を御報告申し上げます。

本委員会では委員会を4回開催し、第1回委員会において調査研究内容を住宅支援、子育て支援、教育環境の充実の3点に絞って行うことを決定いたしております。その方針に従って、先進地である大分県は宇佐市と豊後高田市への視察研修を行いました。

宇佐市において、子育て支援策の一つとして子育て住宅改修事業があり、子供部屋の増改築やトイレの改修など、県と市が一体となって行っている事業がございました。

豊後高田市においては、学びの21世紀塾が、学力面・体験活動・体力面を3本柱として、子供たちの学力アップや体力づくりを図るための場として、市が主体の学習塾や各種講座を年間2,100万円程度の予算で運営されておりました。これらの塾や講座の指導には、教職員OBなど市民の有償ボランティアが活動しております。

この取り組みは、既に同市が実施しております小中一貫学校とともに、教育面はもとより人口定住促進にも多大なる成果を上げており、文部科学省からも豊後高田方式と絶賛されております。

次に、意見書につきましては、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し、産業振興による雇用の創出の項目で4点、人口の社会増の持続の項目で2点、結婚・出産・子育ての環境整備の項目で8点の意見を委員会として提出いたしました。

次に、提言は委員会での意見を集約して取りまとめたものであります。

住宅支援につきましては、若者の島外流出を食い止め、新たに定住者を確保するために、通勤可能な範囲で大島大橋近郊に若者定住住宅用地整備事業が進められております。

それと同時に、本来町内において農業や漁業に従事する若者や本町の自然や文化、歴史に魅力を感じて住みたいと考える人々にも対応できる取り組みが必要と考えます。また、若者による定住住宅の建設、取得においてはほか改修においては、費用についても何らかの補助・援助を要望したいと思います。

子育て支援につきましては、子育てしやすい環境整備として、保育園の同時入所要件を廃止して、第2子以降の保育料無料化を実施していただきたい。

さらに、保育所、小中学校の給食費の完全無料化への取り組みも実施を願いたいと考えております。また、今年度から実施されております、中学生までの医療費無料化の継続実施をお願いいたします。

教育環境の充実につきましては、中学校統合アンケートの結果は、賛成・反対が拮抗しており、各小中学校の学校運営委員会に対し、本年11月までに意見集約をお願いしているということはもちろん承知しております。

先に紹介しました豊後高田市においては、既に開校した小中一貫校、載星（たいせい）学園というんですが、この学校においては学力の向上が見られたと、そういうことで学区外からの入学希望者が殺到して、人口定住促進の面でも成果を上げているという事例がございました。

本町としては諸条件がここの場合と異なるかも知れませんが、今後の検討課題として取り上げていただきたいと思います。

また本町でも、子供たちの学力や体力の向上のために、本町町営の学習塾や各種講座の設置が必要になるのではないかと考えます。これは、土曜日、日曜日の子供たちの有効活用にもつながることと思います。

以上、今回の提言は、先に提出いたしました周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の意見書と重複した内容もありますが、椎木町長をはじめ執行部におかれましては、本委員会の提言の趣旨を十分おくみ取りいただきまして、前向きな対応をいただくようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、地域活性化特別委員長の報告を終わります。大変御苦勞でございました。

日程第25. 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第25、防災対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、尾元防災対策特別委員長の報告を求めます。尾元議員。

○防災対策特別委員長（尾元 武君） 防災対策特別委員会を代表いたしまして、委員長報告をさせていただきます。

平成26年12月の第4回定例会において本委員会が設置され、近年の自然災害は甚大で局所的な被害が多い風水害と大規模な地震・津波災害が予測されている。これらの災害に備えるため、日頃からの準備が重要であり、町内全域として、また各地域として、どのように取り組んでいけばよいかの調査・研究を行ってまいりました。その調査結果につきまして報告をいたします。

本委員会は、委員会を4回開催し、そのほかに昨年6月に防災センターで行われました自主防災組織リーダー研修会においては、オブザーバーとして各班に分かれて研修会に参加したところです。

また、本年の2月9日には、防災・減災の取り組みの先進地であります徳島県松茂町への視察

研修を行っております。

松茂町は吉野川河口の三角州で、面積は本町の約10分の1の13.94平方キロメートル。人口は約1万5,000人と人口密度は高く、しかも海拔1メートルの平地で町内に高台のない厳しい条件の町でした。南海トラフ地震防災対策推進地域及び特別強化地域に指定されており、徳島県津波浸水想定では、空港の一部を除いて町内全域が浸水すると想定されているとのことでした。

この指定を受けて、当町の厳しい状況を町民に知らせ、どのように避難するかをともに考えるために住民意見抽出ワークショップを開き、住民みずからが避難場所を考えている施設の要望調査を行い、国や県の指定基準に照らし合わせて、新たに23カ所の避難所を認定したとのことでした。

地域の事情に詳しい住民の意見を聞くことで、住民の防災に対する意識向上につながるよい結果を招いたようです。

自助・共助と言われておりますが、自助があつてこそ共助が始まることは皆さん御承知のことと思います。自分の身をいかに守るかが防災・減災につながる大きなポイントであります。

松茂町においては、自分の命は自分で守る自助に向けての補助事業が、みんなで備える減災対策事業補助金として、防災用品購入事業及び家具転倒防止対策事業が実施されておりました。町長はじめ執行部におかれましては、防災・減災対策として、自分の命は自分で守る自助へ向けての補助事業も検討していただきたいと考えているところであります。

次に、自主防災組織の結成率は自治会組織単位で100%とのことでしたが、実際には50%で、マンションに住んでいる自治会に入っていない方が多くいるため、その啓発が課題であるとともに、自主防災組織の活性化が大きな課題であるとの事でした。

結成に当たっては、個人情報取り扱いが一つの課題です。避難行動、要支援者への対応として、高齢者をはじめ避難行動に支援が必要な方の名簿は、各々個人の申請のもと同意を得て作成しており、警察及び民生委員に情報提供しているとのことでした。

組織は相互の信頼関係のもとに結成されるものです。支援を受ける側も積極的に臨む姿勢を示すものであり、おおいに参考になったところです。

本町の自主防災組織は、平成28年、今現在で61団体となっており、この2年間で10団体が新たに認定を受けておられます。しかしながら、いまだ自主防災組織が結成されていない地域もかなりあるのが現状であります。あまり難しく考えず、これまでの自治会の連絡網等をそのまま防災組織に移行させ、役割分担をするのも一つの方法ではないでしょうか。

本委員会において自主防災組織について、まず結成している地域は風化しつつあるのではないかということを危惧し、リーダーの必要性和組織の内部の充実を図らんがための啓発及びいまだ

立ち上がっていない地区への結成に向けての啓発、この2点を目的とし、議会広報、議会だよりにおきまして、防災コーナーを設け連載してきたところです。

災害は忘れた頃にやってくると言われていましたが、今や災害は毎年やってくるといっても過言ではありません。異常気象のもたらす雷、竜巻、ゲリラ豪雨等の風水害はいつ起こるか予測も困難なのが現状です。防災・減災対策のスタートは平素の備えと自助であること、また実効性のある自主防災組織の結成には、日頃の挨拶、交流、そして地域にリーダーが必要であることを再度申し上げて、本委員会の報告とさせていただきます。

委員各位におかれましては、御協力いただき、まことにありがとうございました。心より御礼申し上げます。

以上で、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、防災対策特別委員長の報告を終わります、大変御苦労さまでした。

日程第26．岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第26、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。本件について、久保岩国基地関連対策特別委員会副委員長の報告を求めます。久保議員。

○岩国基地関連対策特別委員会副委員長（久保 雅己君） 岩国基地関連対策特別委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

本特別委員会は、平成26年6月の第2回定例会において本委員会が設置され、米軍岩国基地が存在し、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、住民負担の軽減と安心安全をどのように確保していくのか、以前に設置されていた特別委員会を再度設置し、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して最良策を検討するための調査研究を行ってまいりました。

岩国基地議員連盟は2市2町と山口県とが一緒になって組織されており、本委員会としても情報を共有し、一致協力して行動をとらしてまいりました。

委員会は4回開催しております。委員会においては、本町が基地を持つ市の周辺自治体である観点から、沖縄の基地負担軽減を図るための決議文の協議を行いました。協議した決議文を平成26年9月16日の定例会に上程し、賛成多数で沖縄の基地負担軽減を図るための決議を可決されました。

また、岩国市議会を中心に、国防と沖縄基地負担軽減を図る全国協議会の設置に向けて活動してまいりました結果、沖縄の基地負担軽減を考える全国市町村議会協議会（仮称）の設立が前向

きに検討されております。

以上で、本委員会の報告を終わらせていただきます。

終わりに岩国基地が存在する限り、住民負担の軽減と安心安全の確保のための調査研究に終わりはないと考えております。

委員各位におかれましては、御協力大変ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岩国基地関連対策特別委員会副委員長の報告を終わります。大変御苦勞さまでした。

日程第27. 議会活性化に関する特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議会活性化に関する特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。本件について、松井議会活性化に関する特別委員長の報告を求めます。松井議員。

○議会活性化に関する特別委員長（松井 岑雄君） それでは、議会活性化特別委員会の報告を取りまとめましたので、皆さんにお知らせいたします。

議会活性化に関する特別委員会を代表いたしまして、委員長報告をさせていただきます。

本委員会が設置されましたのが平成26年3月18日であり、議会基本条例及び議会議員政治倫理条例についての調査・研究を行ってまいりました。調査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書とあわせまして概要を御報告申し上げます。

本委員会は委員会を7回開催しておりまして、第2回目の委員会において2つの条例の調査研究を付託されておりますが、同時に調査研究を行うのは困難であるために、議員や議会の活動原則を定める議会基本条例の調査研究を先に行うことになりました。

既に制定されている他市町の議会基本条例を参考にしつつ、本町の状況にあった議会基本条例（案）を作成いたしました。本年6月議会で議員各位に条例案を配付し、意見を求めたところでございます。

聞くところによりますと、議会基本条例は議員各位が実際に活動している内容を条例化することにより、議員が変わっても同じ活動、さらには一步進んだ活動を継続させるためのものであるとのことであります。

条例案の作成は一応終了いたしました。制定よりも実行することが大事であることを本委員会は強く認識しているところでございます。

本委員会は、委員会が作成いたしました議会基本条例（案）をもとに、次期の議会において執行部との協議、運用方法の検討及び条例案の試行などを行い、その結果を踏まえて条例を制定していただいたらと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議会活性化に関する特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議会活性化に関する特別委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

さて、今回の各特別委員会の提言は、町執行部におかれましては、十分その意を酌んで取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第28. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することが可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

日程第29. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第29、諸般の報告を行います。

民生常任委員会に協議を依頼いたしました陳情・要望第37号安下庄地区における学校休業日・長期休業中の学童保育の拡充に関する陳情について、民生常任委員長より報告したい旨の申し出がありますので発言を許します。今元民生常任委員長。

○民生常任委員長（今元 直寛君） それではトリを務めさせていただきます。

それでは、ただいま議長のほうから御紹介がありましたように、民生常任委員会に調査並びに審査の御依頼がありました、陳情・要望第37号安下庄地区における学校休業日・長期休業中の学童保育の拡充に関する陳情について、9月1日の本会議終了後に開催いたしました本委員会において、児童クラブに関する実態を把握するため、執行部の出席を求めまして説明を聞き、質疑を行ないました。その結果について御報告を申し上げます。

陳情の主旨は、1、安下庄小学校の休業日における学童保育の保障、2としまして安下庄小学校の長期休業中のひまわり児童クラブ終了時刻以降の学童保育の保障であります。

まずは、具体的な陳情内容について申し上げます。

1、保育場所が学校内の一室を利用しているところから、土曜日や振替休日といった学校の休業日には学童保育が行われたい。

2としまして、現在、春・夏・冬の3期休業中は16時30分、夕方4時半までの開設であるが、それ以降、別の場所へ移動するなどして、18時くらいまでの時間延長はできないものであろうか。

3としまして、さらに休業中の延長保育を近隣の保育園等において、園児と総合保育ができないものであろうかということでもあります。

そして第4でございますが、この町内には学童保育を行わない小学校もあるのが現実です。この運営形態の町営・民営を問わず、施設の利用条件の違いがありますけれども、これを時間的なものとかを、格差を一律是正してもらいたいという、この4点の内容であります。

まず町内には、町営の児童館が1カ所、久賀でございます。民営の児童クラブがそれぞれ6団体、合計7団体であります。そのうち土曜日に開所されていない団体が3団体、長期休業中に18時まで開所されていない団体は3団体あります。

ここで学童保育に関する法的な基準を申し上げます。

学童保育には、児童福祉法等に基づく法的要件がありまして、職員の体制、開所日数、開所時間、施設・設備、保育する児童数といった点に基準が細かく定められております。

このたびの陳情のありました安下庄のひまわり児童クラブに関しては、運営の状況を執行部から聞き取りましたところ、児童福祉法の法的基準のうち、特に職員体制、いわゆる支援員の確保・充実が最も困難な条件となっているということでございます。

また、全ての団体に言えることですが、支援員は保育士・教諭等の資格を有し、都道府県知事が実施する認定資格研修を修了した者でなくてはならない、近年ではそこまで厳しく言われているようでございます。

また、勤務時間的にも非常に変則的な勤務でございますので、今以上に後継者を確保するのが難しいという現状でございます。

このような事態を踏まえまして考察した結果、本委員会としましては、このたびの陳情に対し、多くの厳しい条件が付随しており、諸々の問題点をただちに解決することは非常に困難であるという結論に至ったところでありますが、しかし、この学童保育、子育て支援は、あすを担う周防大島っ子のためには重要な施策であります、さらに町の重点施策であります定住促進に関わることから、児童クラブの健全運営の支障になっておりますところの支援員の確保の面に、ますます力を入れてやって募集をかけていただきたい。支援員の確保に、執行部はもちろん、ただこの場合は地域の皆さんの御協力なしでは成り立たないと思っておりますので、その点の御協力を得ながらや

っていつていただきたいというふうに思います。

また、今後も保護者に対するニーズ等の調査を実施し、これを分析するとともに、問題点や課題の改善に向け、さらに研究と検討をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、本委員会における協議並びに調査の結果を報告させていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

さて、今期4年の最後の定例会が閉会しようとしております。10月23日の町議選の投開票に向け、再選を目指す方、御勇退をされる方、それぞれの選択をされていると思いますが、議員各位におかれましては本当に4年間御苦労さまでした。今後とも町活性化のためにお互いに協力をしてまいりましょう。

また、椎木町長におかれましては、同じく10月23日投開票の町長選に向け、御検討をお祈りをいたしております。

これにて平成28年第3回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 今元 直寛

署名議員 松井 岑雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員